

城西国際大学同窓会規約

第1章 総則

第1条 本会は、城西国際大学同窓会（以下「本会」という。）と称する。

第2条 本会は、会員相互の親睦を図るとともに、城西国際大学の発展に寄与することを目的とする。

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 総会の開催に関する事業
- (2) 会員名簿の維持及び管理に関する事業
- (3) 会報の発行、その他の出版物の発行に関する事業
- (4) 会員の親睦に関する事業
- (5) 城西国際大学の教育活動への協力に関する事業
- (6) 城西国際大学の学生に対する支援に関する事業
- (7) その他第2条に規定する目的を達成するために必要な事業

第4条 本会の本部は城西国際大学内に置く。

第5条 本会は、次の会員により組織する。

- (1) 正会員 城西国際大学を卒業した者及び大学院を修了した者
- (2) 準会員 城西国際大学に在学する学部生及び大学院生
- (3) 特別会員 法人役員及び城西国際大学の教職員
- (4) 賛助会員 城西国際大学に一定期間在籍したのち退学した者で総会において認められた者

第6条 本会に次の機関を置く。

- (1) 総会
- (2) 役員会
- (3) 支部長会
- (4) 事務局

第2章 総会

第7条 第3条第1号に規定する総会は、本会の最高決議機関とする。

2 総会は正会員をもって構成し、定例総会は会計年度が終了後3か月以内に開催するものとし、1か月以前に公示するものとする。

第8条 次の場合は、臨時総会を開催することができる。

- (1) 会長が必要と認めたとき
- (2) 正会員200名以上の署名をもって要求があったとき

第9条 総会は会長が召集する。

第10条 会長は、総会の議長となる。

2 会長は、必要に応じ副議長を置くことができる。

3 副議長は、会長の指名する者で、総会で認められた者とする。

第11条 総会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 事業計画及びそれに基づく予算案に関する事
- (2) 事業報告及びそれに基づく決算案に関する事
- (3) 役員選出及び改選に関する事
- (4) 規約の改正に関する事
- (5) その他重要事項に関する事

第3章 役員、役員会及び支部長会

第12条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 幹事 若干名
- (4) 監事 2名

第13条 本会に相談役を若干名置くことができる。

第14条 会長、幹事及び監事は総会において正会員のうちより選出する。ただし、支部長は支部長に就任と同時に幹事となる。

2 副会長は会長の指名するもので、総会において認められたものとする。

3 相談役は会長及び副会長の経験者、又は、総会において推薦されたものとする。

第15条 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠による後任者の任期は、前任者の残任期間とする。又支部長である幹事の任期は支部長在任期間とする。

第16条 会長は、役員会に諮り、運営委員を若干名置くことができる。

第17条 会長は、本会を代表し会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは会長代行となる。

3 幹事は、役員会を組織し会務を遂行する。

第18条 役員会は、正副会長及び幹事をもって構成し、会長が議長となり総会に提案する議事を審議決定する。

2 役員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

第19条 相談役は、会長の要請により役員会に出席し意見を述べるることができる。

第20条 支部長会は、各支部長をもって組織し会務を遂行する。

2 支部長会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

第4章 運営資金及び会計年度

第21条 本会の運営は、入会金、会費、寄附金及びその他の収入による。

第22条 会員は、入学時に準会員費として10,000円、10年会費として40,000円をそれぞれ納入しなければならない。

2 会員は、卒業10年後より年会費として5,000円を納入しなければならない。

第23条 本会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

第5章 会計監査

第24条 監事は、本会の会計を監査し、総会において監査報告をしなければならない。

第6章 規約改正

第25条 本会の規約改正は、次の場合に役員会の議を経て総会で決定する。

- (1) 会長が必要と認めたとき
- (2) 正会員の1割の署名により要求のあったとき

第7章 雑則

第26条 本規約に特別の定めがあるものを除くほか、本規約の実施の手続その他、その執行について必要な事項は、別に定める。

附 則

本規約は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和5年6月10日から施行し、令和5年4月1日から適用する。